

株式会社富井工業所 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4 年 5 月 1日から令和 7 年 4 月 30日までの3年

2. 内容

目標

妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

①社内における相談窓口の必要性の調査

(令和 4年 5月 1日～5年 4月30日)

②相談窓口の担当部署の整備

(令和 5年 5月1日～6年 4月30日)

③窓口担当者向け研修を複数回実施

(令和 6年 5月1日～7年 4月30日)